

賃金デジタル払いの検討 ①

賃金デジタル払いについて

インフォシア代表

情報処理安全確保支援士 社会保険労務士

高橋真悟

賃金のデジタル払いは2022年に労働基準法施行規則が改正され、その後、2024年8月にPayPay(株)が指定資金移動業者となったことから制度がスタートしました。その後、同年12月に(株)リクルートMUGビジネスのCOIN+(コインプラス)、2025年3月19日に楽天Edy(株)の「楽天ペイ給与受取」が指定を受けたことで現在は3社のサービスが対応しています。

資金移動業者とは、銀行以外の企業が送金や振込等を主とした業務として、内閣総理大臣の登録を受けて行うものになります。銀行と異なり、顧客から預かった資金(預金)を運用することができません。QRコード決済等のサービスを展開し、金融(Finance)とテクノロジー(Technology)を組み合わせたフィンテック企業ともいわれます。制度導入の背景と経緯については、「『日本再興戦略』改訂2014」(2014年6月24日閣議決定)、「日本再興戦略2016」(2016年6月2日閣議決定)において、2020年のオ



リンピック・パラリンピック開催による訪日外国人の増加を見据えて、現金を使用しないキャッシュレス決済の普及を目指すことになりました。

その後、2018年4月に経済産業省が発表した「キャッシュレス・ビジョン」が発表され、「成長戦略フォローアップ」(2020年7月17日閣議決定)を経て、2020年8月27日に開催された労働政策審議会労働条件分科会にて、賃金のデジタル払いについて検討されることになりました。QRコード決済等のキャッシュレス決済の普及により、資金移動業者にて賃金を受け取るニーズも一定程度あると判断されたことも後押しになったようです。

キャッシュレスを進め

る背景として、現金を取り扱う費用の削減が挙げられます。1円硬貨を1枚作るために3円かかるらしいといわれるように硬貨・紙幣を作るためにも費用が発生します。また、ATMの設置や管理、現金の輸送や店舗・企業における現金管理等も必要なことです。キャッシュレス・ビジョンにて、これらの現金支払インフラを維持するために、年間約1兆円を超える直接コストが発生しているとされています。労働人口減少を踏まえた生産性向上のためにも社会的にキャッシュレス化が必要であると考えられています。

皆さんの会社でも紙幣や硬貨を揃える手間、記録が残る等の理由で、現金の取り扱いは極力行わないようにしているかもしれないかもしれません。毎月の賃金についても、銀行振込で受け取っている方が多いかと思えます。

賃金のデジタル払いを制度化するにあたり、QRコード決済の普及といった社会的背景、労働者保護の観点から資金移動業者が破綻した際の対応、現金化の方法、不正な引出し等への対応といった安全性の確保などの議論を経て成立しました。

賃金のデジタル払いの導入を検討する際には、今回取り上げた背景等も踏まえて検討してもらえるとよいのではないのでしょうか。次回は企業において導入する際の必要な手続き等を取り上げていく予定です。

インターネット視聴 賃金デジタル払い 検討セミナー 名北会員無料

セミナー内容

- (1) 実際の賃金デジタル払い導入とその後の運営方法
- (2) 賃金デジタル払いを導入してみた
- (3) 賃金デジタル払い導入時の労務管理上の注意点

※申込・視聴方法など詳しくは、本誌27ページ又は当協会HPをご覧ください。

併せて「賃金デジタル払い導入総合支援事業」も実施中。